

「住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書」を送付します

年末残高等証明書は、住宅借入金等特別控除を受けるため、年末調整や確定申告の際に必要なものです。

年末調整用

平成 30 年 10 月中旬に送付しましたので、ご確認ください。

確定申告用

平成 31 年 1 月中旬に送付予定です。

※特別償還または償還期間の変更により、償還期間が 10 年（120 回）未満となった場合は「住宅借入金等特別控除」の対象外となります。